

平成30年度

第3回沼田市空家等対策協議会

議事録

## 平成30年度第3回沼田市空家等対策協議会議事録

日時 平成31年1月29日（火）

午後1時30分～2時00分

場所 中会議室（北庁舎4階）

1. 出席者 横山会長、中嶋委員、山口委員、木村委員、吉野委員、関上委員、保坂委員  
村山委員、青池委員
2. 事務局 都市建設部長、建築住宅課長、建築住宅課建築指導係長、建築指導係職員1名
3. 傍聴人 なし

### 会議概要

#### 1 開 会（建築住宅課長）

#### 2 市長あいさつ（対策協議会長）

第3回の空家対策協議会です。今回は、空家対策計画の案が出来たので、委員の皆様のご意見を賜って、しっかりした計画を仕上げていきたい。

#### 3 議 題

##### （1）空家対策計画（案）について

※事務局から第2回の対策協議会を行い、その後、各委員の報告に基づき、修正箇所し、11月から1ヶ月間パブリックコメントを実施し、意見がなかったことについて説明

また、市議への報告は、経済建設委員協議会に報告し、3月にホームページに公表することを説明

各委員からの質疑はなく、沼田市空家対策計画（案）が承認された。

##### （2）特定空家等認定基準（案）について

※事務局から国のガイドラインに基づき、特定空家等認定基準（案）を作成し説明を行った。また、地域特性を考え、積雪に対する空家の判断を追加したことを説明。資料として、特定空家等措置のフロー図を説明

### 質疑

#### 委員A

「特定空家の認定基準（案）には、該当欄がありチェック入れる部分があるが、1つでも該当すると特定空家になるのか。」

事務局

「該当欄にすべてチェックが入らなくても、特定空家の認定も可能です。」

委員A

「該当の有無以外にも、他の要素があれば、考慮しても良いという趣旨か。」

事務局

「周りとのマッチングであるとか周辺環境への影響、所有者との対応記録等を示して、検討して貰うこととなる。」

委員A

「特定空家等措置のフロー図について、上から2つ目の住民等からの情報提供について、随時受付けていると言うことで良いか。」

事務局

「建築住宅課の窓口で随時受付けている。」

委員A

「現地調査について誰がどのような方法で行うのか。」

事務局

「調査については、建築住宅課の技師で対応したい。」

委員A

「調査については、目視のみでなく専門的な調査も含むも予定か。」

事務局

「立入り調査は、まだ具体的な内容まで考えてはいないが、立入り調査を行う場合は、5日前までに所有者に承諾を取る必要があり、可能な限り、調査をして、協議会へ示したい。」

委員A

「要するに、調査の具体的内容については未定と言うことか。」

事務局

「認定基準（案）の中で調査をしていきたいと思っている。特定空家の認定基準には、評点方式もあるが、建物は構造、用途によって違うので、一律の基準を設けるのは難しいのではないかと考え、認定基準（案）と周辺環境への影響、所有者との対応記録等を示して検討して、判断して頂きたいと思っている。」

委員A

「特定空家は、裁判をしないで個人の財産権に制約を加えることが最終的には予定されているので、厳密な調査を前提に協議しないといけない問題と理解しているが、目視で確認するという項目も多くあるが、専門的判断が必要ではないか。」

事務局

「建物の傾きや、ヒビなどは、地震時の応急危険度判定を参考に調査をする予定でいる。応急危険度判定とは、地震が起こったとき建築士が、その建物に所有者が安全に入れるかどうかを判断する調査である。」

委員A

「話は分かるが、それを市役所職員が行うのか。建築士の先生がよく調査するわけではないのか。」

事務局

「建築住宅課の技師は、建築士です。」

委員A

「わかりました。」

質疑終了

特定空家の認定基準（案）が了承された。

### （3）その他

平成30年度空家解体補助金交付状況について

※事務局から昨年19件、今年度35件となっている。昨年の空き家所有者アンケート等で所有者へ周知した効果が件数の増加に出ていると思われる。

会長

「今後とも件数は増える傾向か。」

事務局

「件数は予想できないが、来年度は、同額を要望させて貰っている。」

委員A

「2件取り下げがあるがその理由は何か。」

事務局

「複数所有者で全員から同意が得られなかったため取り下げ案件と隣地の境界のトラブルにより取り下げの案件の2件である。」

委員B

「交付額が違う申請があるがどういうことか。」

事務局

「工事費の1/3以内で上限が20万。昭和56年以前であれば、10万円加算であるが、工事費が上限の20万円に達していなかったためである。（工事費が60万円以内）」

事務局からの補足説明

「特定空家の認定基準（案）については、基本的に、国のガイドラインに添って作成したが、先ほど、委員から話が合ったように最終的には、財産権の制約が予定されているため、

その前の段階から慎重に行っていきたい。」

#### 4 閉 会（建築住宅課長）

会議録署名委員

---

---